

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、関西圏における移住希望者や交流希望者等を対象に、岐阜県の魅力を広く発信し本県への移住定住を促進するため、大阪府内に本県の総合移住相談窓口を設置し、相談対応を行うとともに、積極的な情報発信を行うものである。</p> <p>また、多くの自治体が移住定住の情報発信、相談対応を展開している大阪府において、移住希望者の多様なニーズに対応し本県の魅力を伝えるためには、移住定住に係る専門知識及び相談対応能力を有する者を配置するとともに、他自治体の状況を把握し、質の高い窓口機能を発揮する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構 ふるさと回帰支援センター・大阪」は、大阪府内において17府県の移住相談窓口を設置・運営しており、年間4,160件（2025年）の移住相談に対応しているほか、相談員同士のノウハウの共有やスキルアップを可能とする優良な環境により、専門知識・相談対応能力を有する相談員を配置することができ、関西圏における本県の移住定住関連の総合的な情報発信拠点として質の高い機能を発揮できる唯一の機関である。</p> <p>上記のとおり、本業務を実施するにあたり、その専門性及び実績を有する者は、「公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構 ふるさと回帰支援センター・大阪」以外にはない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。